

**令和8年度愛知県市町村地域DX推進支援業務**  
**総合評価一般競争入札用落札者決定基準**

1 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を選択する。理由は以下のとおりである。
- ・ 価格評価のみでなく、技術評価を加えて、より質の高い事業者を選定する。
- (2) 入札価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額が、予定価格の範囲内である入札者のうち、3に定める評価方法により算出された技術評価点と価格評価点の合計点の最も高い者とする。
- (3) 最高得点者が2者以上あるときは、技術評価点が高い方を落札者とするが、技術評価点も同点の場合は、当該の者によるくじにより落札者を決定する。なお、この場合において、当該の者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行に関係しない県職員がくじを引き落札者を決定する。
- (4) 応札者が1者しかいない、又は複数応札があったが、落札者が決定されるまでの段階において辞退等により最終的に1者での入札となった場合は、3に定める評価方法により算出された技術評価点の合計が2に定める技術評価点（1,600点）に対して5割以上である場合に、その者を落札者とする。

2 技術評価点と価格評価点の配分

合計点は2,000点満点とし、得点配分は、技術評価点を1,600点、価格評価点を400点とする。

**総合点（2,000点）＝技術評価点（1,600点）＋価格評価点（400点）**

3 提案内容の評価

(1) 技術評価点の評価（提案書審査）

点数は、基礎点と加点の合計により点数化する。

ア 基礎点

落札者決定基準に示す評価要素を満たしている場合は、基礎点を与える。なお、必須要件を1つ以上満たさない場合は失格とする。

イ 加点

加点に係る提案書記載事項については、その提案内容に応じて加点する。

具体的な加点に係る評価については、下表の観点に沿って評価を行う。

評価基準

評価基準	評価
実現性が具体的で内容が非常に優れている	加点上限×1
実現性が具体的で内容が優れている	加点上限×0.8
実現性が具体的に記述されている	加点上限×0.6
実現性にやや欠ける	加点上限×0.4
実現性に欠ける	加点上限×0.2
評価できない	加点上限×0

(2) 価格評価点の評価

価格評価点を以下に示す方法で算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{満点の価格評価点} \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.10 \div \text{予定価格}))$$

なお、価格評価点の算出において生じた小数点以下の端数は切り捨てるものとし、予定価格については、消費税及び地方消費税を含む額とする。